



あらわ

施策実施における会社の本質が露に!!

申7号交渉

交渉の席上で会社の責任ある回答として

**「提案した制度自体は
確立している」**

まさに一方実施

この回答が
意味するのは

現在、労使議論をしている組織再編と人事・賃金制度の新たな施策は、あくまでも会社（案）を提示されているに過ぎません！

提案されている施策は、団体交渉において労使の合意形成を図り、制度として確立していくべきものです。

そのため施策を一方向的に進める会社姿勢は断じて容認できません!

憲法第 28 条の 労働三権にある 団体交渉権の否定

勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動する権利は、これを保障する。

労使間協約に伴う条文（要旨）

第1条 会社と組合は、信義誠実の原則に従って社業の発展及びこれを基礎とした労働条件の維持向上を図ることを目的とし、この協約を締結する。

第2条 会社と組合は、労働協約を遵守し、相互に権利を尊重し、誠実に義務を履行する。

憲法も労働協約をも遵守していない

これまでの解明交渉で、施策の内容を組合から問うも「検討中・調整中」との回答を繰り返す会社の不誠実な姿勢に対して「通知書」を提出し、是正を求めてきましたが、会社はその問題提起を受け止めることはありませんでした。

**セカンドキャリアに関しては、労使合意に至っていない中、
会社都合のみで一方的に進めることは不当労働行為以外の何物でもない！**

そのため不当労働行為を通告!

**組合員の雇用・生活・労働条件・「命」を守るために
この企業ガバナンス不全を糾す！**